

白 ま ち 審 第 1 号
令和 8 年 7 月 1 0 日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市まちづくり審議会
会 長 野 口 和 雄



富士字栄第二地区まちづくり計画（素案）の措置の決定について、
富士字南園西第2地区まちづくり計画の策定について及び富士字南
園西地区まちづくり計画の変更について（答申）

令和8年7月3日付け白都第151号で諮問のあったこのことについて、下記のと
おり答申します。

記

- 1 富士字栄第二地区まちづくり計画（素案）について公定化する手続きを進めるこ
とは概ね妥当と判断します。

なお、下記の事項について考慮することを要望します。

- (1) 提案者は、住民が主体的に地区内の環境美化活動に取り組むなど、良好なコミ
ュニティの形成を促す仕組みづくりについて、地区まちづくり計画の追記修正
を含めて検討すること。
- (2) 提案者は、地区が接する既存道路の一方通行規制を踏まえ、道路セットバック
部や開発道路における交通事故の防止及び歩行者の安全確保策について、その
適切な管理を含め関係機関と改めて協議すること。

- 2 富士字南園西第2地区まちづくり計画を策定すること及び富士字南園西地区まち
づくり計画を変更することについては概ね妥当と判断します。

